

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（以下「本事業」という。）は、ひとり親家庭の親及びその児童が高卒認定試験の合格を目指す場合において、給付金を支給して対策講座の受講費用の軽減を図り、学び直しを支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者が現に20歳未満の児童を扶養している家庭
- (2) 高卒認定試験 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験

(支給対象者)

第3条 本事業の給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の親が扶養する20歳未満の児童であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
 - (2) ひとり親家庭の親が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
 - (3) 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者
 - (4) 本事業の給付金の支給を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は支給対象者としない。
- (1) 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者
 - (2) 高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる者

(対象講座)

第4条 本事業の給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、民間事業者などが実施する高卒認定試験の合格を目指すための講座（通信制講座を含む。）で、市長が第8条の規定にもとづき指定したものとする。

(給付金の種類)

第5条 本事業の給付金の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める場合に支給する。

- (1) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了したとき。
- (2) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格したとき。

(支給額等)

第6条 次の各号に掲げる給付金の支給額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わない。
 - (2) 合格時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20%に相当する額。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。
 - (3) 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記の(1)の受講修了時給付金及び(2)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(1)の40%を20%に、(2)の20%を40%に読み替えて支給するものとする。
- 2 前項に規定する支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用は、次に掲げるものとする。
- (1) 対象講座の実施施設（以下「受講施設」という。）に支払う入学金又は登録料
 - (2) 受講施設に支払う受講費、教科書代及び教材費
 - (3) 前2号の費用に係る消費税
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は対象としない。
- (1) 高卒認定試験の受験料
 - (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 講座の補講費
 - (4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (6) 受講のための交通費

(事前申請)

第7条 給付金の支給を受けようと支給対象者は、高卒認定試験合格のための講座の受講計画について、あらかじめ市に相談しなければならない。

(対象講座の指定)

第8条 本事業の給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、支給対象者が対象講座を受講する前に、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座指

定申請書（様式1。以下「講座指定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、対象講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 当該ひとり親家庭の親の児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当の支給を受けている場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。以下同じ。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、加古川市高等職業訓練促進給付金等事業16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式2）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、講座指定申請書の提出があったときは、支給要件を審査のうえ、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式3。以下「講座指定通知書」という。）又は加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定通知書（様式4）により、申請者に通知しなければならない。

（受講修了時給付金の支給）

第9条 受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、支給対象者が対象講座を修了した日から起算して30日以内に、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書（様式5。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に規定する書類
 - (2) 講座指定通知書の写し
 - (3) 支給対象者が対象講座を修了したことを、受講施設の長が証明した書類
 - (4) 対象講座を受講した支給対象者が支払った受講費用について、受講施設の長が発行した領収証書
- 2 市長は、当該ひとり親家庭の親が前項に規定する期間内に申請することができないやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を延長することができる。
- 3 市長は、支給申請書の提出があったときは、支給要件を審査のうえ、速やかに支給の可否を決定し、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給決定通知書（様式6）又は加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金不支給決定通知書（様式7）により、申請者に通知しなければならない。

(合格時給付金の支給)

第10条 合格時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、文部科学省が発行する高卒認定試験の合格証書(以下「合格証書」という。)に記載された日から起算して40日以内に、支給申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2号に規定する書類
- (2) 講座指定通知書の写し
- (3) 合格証書の写し

2 前条第2項及び第3項の規定は、本条に規定する合格時給付金の支給の手続きについて準用する。

(給付金の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者に返還を命じることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 受講対象講座指定申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第35条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日より施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日より施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日より施行し、令和3年2月15日から適用する。

受付印

(様式1)

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対 象 講 座 指 定 申 請 書

年 月 日

加古川市長 様

申請者氏名

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
住 所	電 話		
受講施設の名称			
受講講座の名称			
受 講 科 目	1	2	3
	5	6	7
試験免除科目			
受 講 期 間	年 月 日 ~		年 月 日
所 要 費 用 (予定)	入学料 円	受講料 円	合計 円
過 去 の 受 給	過去にこの給付金の支給を受けたことが ある ない		
申請者と生計を 一にする子の氏 名等	フリガナ	生年月日	年 月 日
	住所 (別居の場合)		申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない

同意書

講座指定のために必要があるときは、私及び世帯員の住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当に関する台帳を調査することについて同意します。

年 月 日

申請者氏名

(裏面の注意事項をお読みください。)

※裏面に注意事項を記載

(注意事項)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座について支払う入学料及び受講料のみで、希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。
- 2 受講修了時給付金の支給対象額は、入学料と受講料の合計額の4割相当額（限度額は10万円）です。ただし、合計額が4千円を超えない場合は、給付金を支給しません。
- 3 合格時給付金の支給対象額は、入学料と受講料の合計額の2割相当額（受講修了時給付金と併せて、限度額は15万円）です。
- 4 申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 5 試験免除科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を習得している科目や、過去に高等学校卒業程度認定試験で一部合格している科目等です。
- 6 所要費用は予定金額であり、支給額の算定は、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき行います。
- 7 対象講座の指定後、下記の事由が生じたときは、速やかに届出してください。
 - (1) 受講を取りやめた場合、又は途中で受講をやめた場合
 - (2) 支給要件を欠くこととなった場合
- 8 本事業の給付金の支給を受けるためには、受講修了日から起算して30日以内に「加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書」に添付書類を付けて申請することが必要です。
- 9 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
((※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。)

(様式2)

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

加古川市長 様

(申請者) 住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族					
1	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
2	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
3	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
4	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				

【添付書類】

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

※注意事項を記載

(様式3)

第 号
年 月 日

※住所を表示

※氏名を表示 様

加古川市長

印

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対 象 講 座 指 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座指定申請書に基づき審査した結果、下記のとおり指定することを決定しましたので通知します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日			
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日			
受講施設の名称						
受講講座の名称						
受 講 科 目	1	2	3	4		
	5	6	7	8		
試験免除科目						
受 講 期 間	年 月 日 ~		年 月 日			
所要費用(予定)	入学料	円	受講料	円	合計	円

※注意事項を記載

(様式4)

第 号
年 月 日

※住所を表示

※氏名を表示 様

加古川市長



加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対 象 講 座 不 指 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座指定申請書に基づき審査した結果、下記のとおり指定しないことを決定しましたので通知します。

氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
受講施設の名称			
受講講座の名称			
不指定の理由			

受付印

(様式5)

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
支 給 申 請 書

年 月 日

加古川市長 様

申請者氏名

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援 受講修了時給付金 ・ 合格時給付金の支給を受けたいので、下記のと通りの申請します。

氏 名 (申請者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ		生年月日	年 月 日
住 所			電 話	
受講施設の名称				
受講講座の名称				
受 講 科 目	1	2	3	4
	5	6	7	8
試験免除科目				
受 講 期 間	年 月 日 ~		年 月 日	
所 要 費 用 (予定)	入 学 料 円		受 講 料 円 合 計 円	
振込金融機関	金融機関名		支 店 名	
	口座番号		種 類	普通 ・ 当座
	口座名義	フリガナ		
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	住所 (別居の場合)		申請者の地方税法上の扶養親族に該当する・しない	

同意書

支給の決定のために必要があるときは、私及び世帯員の住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当に関する台帳を調査することについて同意します。

年 月 日

申請者氏名

(裏面の注意事項をお読みください。)

※裏面に注意事項を記載

(注意事項)

- 1 受講修了時給付金の支給を受けるためには、受講修了日から起算して30日以内に「加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書」に添付書類を付けて申請することが必要です。
- 2 合格時給付金の支給を受けるためには、受講修了時給付金の支給を受けた後、合格証書に記載された日から起算して40日以内に「加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書」に添付書類を付けて申請することが必要です。
- 3 支給額の算定は、受講施設より証明された次の対象経費の金額に基づき行います。
 - (1) 入学料（対象講座の受講の開始に際し、受講施設に支払った入学金又は登録料）
 - (2) 受講料（対象講座の受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）
 - (3) 上記経費に係る消費税
- 4 次の経費は、支給額の算定の対象外となります。
 - (1) 高等学校卒業程度認定試験の受験料
 - (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 講座の補講費
 - (4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (5) 学債等、将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (6) 交通費
 - (7) 手数料、分割払いの場合の金利
 - (8) 申請者が、支給申請時点で受講施設に対して未納となっている費用
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の支給決定通知書に記載された入学料及び受講料を記入してください。
- 6 試験免除科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を習得している科目や、過去に高等学校卒業程度認定試験で一部合格している科目等です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
((※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。)

なお、受給資格の認定にあたり、住民基本台帳、戸籍簿、市民税課税台帳等の個人情報に係る調査について同意します。

(様式6)

第 号
年 月 日

※住所を表示

※氏名を表示

加古川市長



加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書に基づき審査した結果、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
支給決定額	受講修了時給付金	円	
	合格時給付金	円	
振込金融機関	金融機関・支店		
	口座名義人		

※口座番号はプライバシー保護のため記載していません。

※注意事項を記載

(様式7)

第 号
年 月 日

※住所を表示

※氏名を表示

加古川市長



加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書に基づき審査した結果、下記のとおり支給しないことを決定しましたので通知します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
給付金の種類			
不支給の理由			